

敦賀市除雪機械購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路除雪機械を購入しようとする者に対し、予算の範囲内で敦賀市除雪機械購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、継続的な除雪体制の確保及び強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「除雪協力企業」とは、敦賀市と道路除排雪業務委託に係る契約を締結し、市道の除排雪業務を行う企業をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、除雪協力企業が行う道路除雪機械の購入事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

(交付の手続及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請事業者」という。）は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 除排雪協力誓約書（様式第3号）
- (3) 購入機械の見積書及びカタログ等
- (4) 下取機械がある場合にあっては、下取機械の車検証及び下取機械の価格が証明できるもの
- (5) 敦賀市公金を滞納していないことを証する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた交付申請事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、前条第1項の申請書及び添付書類の内容を変更（市長の定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定事業者は、当該補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止届（様式第6号）を用いてその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、補助金交付変更承認通知書（様式第7号）により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算書（様式第9号）

- (2) 契約書の写し
- (3) 納品書、請求書及び領収書等の写し
- (4) 写真（附属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）に補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（譲渡等の制限）

第10条 交付決定事業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して5年を経過する日までの間は、補助金により購入した道路除雪機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付条件等に違反したとき。
- (2) 補助事業の施行が不適当と認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業の完了の年度の末日から起算して5年を経過する日までの期間において適用するものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金取消通知書（様式第12号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付決定事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告の徴収）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査させ、若しくは検査させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 2月 12日から施行する。

別表

対象経費	補助率	限度額	補助の要件
ホイールローダ又は除雪用アタッチメント付きホイールローダの購入費（タイヤチェーン及び登録に必要な諸経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。）	対象経費（下取機械がある場合は、売却額を差し引いた額）に3分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）	(1) ホイールローダ 1台につき300万円 (2) 除雪用アタッチメント付きホイールローダ 1台につき300万円 に、購入するアタッチメント未装着のホイールローダの本体価格との差額に3分の1を乗じた額（上限150万円）を加えた額	1 補助対象事業の完了の年度から起算して5年を経過するまでの間は、補助金により購入した機械を使用し、市道の除雪を行うこと。 2 申請書の提出において、除雪協力企業として、市道の除雪を行った実績を有すること。 3 市税等を完納していること。